

神奈川県西部消防広域化協議会（第3回）の会議概要について

- 1 開催日時 平成24年1月30日（月）13時30分から15時30分まで
- 2 開催場所 小田原市役所 3階 議会全員協議会室
- 3 出席者 別紙「出席者名簿」のとおり
- 4 主な協議事項

（1）広域消防運営計画策定事項について

ア 協議第6号「意見調整組織について」

次のとおり確認された。

- ① 意見調整組織の名称は、「（仮称）神奈川県西部広域消防運営協議会（以下、協議会という。）」とする。
- ② 協議会は、各市町の長及び議会議員代表者で構成する。
- ③ 協議会は、広域消防の運営を含む消防行政全般に係る情報提供及び意見交換を行う。
- ④ 協議会の運営に係る事項は、設置時に定める。

イ 協議第17号「財産の取扱いについて」

次のとおり確認された。

- ① 小田原市が事務を受託する上で必要な委託市町が有する財産等の取扱いは、次のとおりとする。
 - 庁舎敷地等の土地
 - ・庁舎敷地等の土地（対象は別表）は、委託市町が所有し、無償で小田原市に貸与する。
 - 庁舎等の施設
 - ・庁舎等の施設（対象は別表）は、小田原市に譲与する。ただし、現真鶴分署庁舎については、無償で小田原市に貸与する。
 - 物品（車両等の備品及び消耗品）
 - ・物品については、小田原市に譲与する。
- ② 小田原市が事務を受託する上で必要な新規取得財産等の取扱いは、次のとおりとする。
 - 庁舎敷地等の土地
 - ・庁舎敷地等の土地については、委託市町が取得及び所有し、無償で小田原市に貸与する。
 - 庁舎等の施設
 - ・庁舎等の施設については、小田原市が取得及び所有する。
 - 物品（車両等の備品及び消耗品）
 - ・物品（車両を含めた備品及び消耗品）については、小田原市が取得及び所有する。

ウ 協議第18号「債務の取扱いについて」

次のとおり確認された。

- ① 小田原市へ譲与する財産及び物品に係る債務については、小田原市が承継する。なお、当該債務の償還に係る財政負担については、承継前の債務者（広域化前に足柄消防組合を構成していた各市町）が負う。
- ② 広域化後に生じる債務については、小田原市が負う。なお、当該債務の償還に係る財政負担については、負担金の負担方法により、関係市町で負う。
- ③ 債務の承継により生ずる課題等については、その対応を別途協議する。

エ 協議第 29 号「退職手当の取扱い（負担方法）について」

次のとおり確認された。

- ① 退職手当は、委託料として、単年度負担とする。
- ② 退職手当の負担方法は、広域化前に係る退職手当の分は、広域化前に属していた団体が負担し、広域化後に係る退職手当の分は、人件費を算出する負担方法を用いて 2 市 6 町で按分して負担とする。
- ③ 足柄消防組合に属していた職員の平成 26 年度及び平成 27 年度の大量定年退職に伴う足柄上地域 1 市 5 町の負担額の増加に対応するため、平成 26 年度からの 4 年間においては、足柄上地域 1 市 5 町の負担額を平準化して、本来の負担額との差額分を小田原市が一時的に負担する。
ただし、平準化により小田原市が一時負担する額に対する経費については、足柄上地域 1 市 5 町で負担する。

オ 協議第 33 号「人事異動のルール設定について」

次のとおり確認された。

- ① 広域化時の異動は必要最小限に留め、2 年目以降は異動の範囲を拡大する。

カ 協議第 34 号「消防本部・消防署の権限について」

次のとおり確認された。

- ① 消防長の専決権限の一部を消防署長に委譲する。

キ 協議第 35 号「消防指令センターの運用について」

次のとおり確認された。

- ① 原則、小田原市消防本部の運用に合わせる。
- ② 当面の間、小田原市及び足柄消防組合消防本部の指令業務経験職員を配置し運用する。
- ③ 新たに情報処理所管部署を設置し、情報管理の一元化を図る。

ク 協議第 36 号「消防水利の整備等について」

次のとおり確認された。

- ① 消防に必要な水利施設（以下「消防水利」という。）は、各市町が設置し、維持及び管理をする。

ケ 協議第 37 号「職員の福利厚生について」

次のとおり確認された。

- ① 職員の福利厚生は、小田原市職員となったときから、小田原市職員としての制度を適用する。

コ 協議第 38 号「手数料等の取扱いについて」

次のとおり確認された。

- ① 消防法令等に基づく事務に係る手数料については、小田原市の歳入とし、消防業務に係る経費に充当する。
- ② 高速道路救急業務支弁金については、小田原市の歳入とし、消防業務に係る経費に充当する。

サ 協議第 39 号「補助金・交付金等の取扱いについて」

次のとおり確認された。

- ① 各消防本部で支出している補助金、交付金等（関係資料に掲げる補助金、交付金等に限る。）は、継続して支出する。
- ② 活動目的等が類似する団体に対する補助金、交付金等の有無及び額に差異があることから、その取扱いについては、広域化後に各市町間で調整する。

シ 協議第 40 号「慣行等の取扱いについて」

次のとおり確認された。

- ① 各市町で実施している消防出初式等の慣行は、原則、継続して行う。

ス 協議第 41 号「消防団との連携方策について」

次のとおり確認された。

- ① 2市6町の消防団(以下「各消防団」という。)との連携は、原則、現在の運用を継続して行うこととし、事務担当は別表のとおりとする。
- ② 各消防団との連携を確保するため、消防本部で消防団全体の連絡調整等を行い、消防署で各消防団との連絡調整等を行うこととし、事務担当は別表のとおりとする。

セ 協議第 42 号「関係団体との連携について」

次のとおり確認された。

- ① 関係団体との連携は小田原市消防本部が継続して行う。

ソ 協議第 43 号「防災・国民保護担当部局との連携方策について」

次のとおり確認された。

- ① 2市6町の防災・国民保護担当部局（以下「各市町担当部局」という。）との連携は、原則、現在の運用を継続するとともに、広域化を機に次の運用を行う。

- ・大規模災害等が発生した場合、消防本部（消防署）から各市町災害対策本部に職員を派遣し、災害対策本部との連携体制を確保する。
- ・各市町担当部局に消防本部の情報通信機器端末を設置し、災害情報等の共有化及び連携体制の強化を図る。

（２）広域化の効果について

資料のとおり確認された

（３）中長期財政シミュレーションについて

資料のとおり確認された

（４）将来ビジョンについて

作成のスケジュールが資料のとおり確認された

（５）その他

ア 広域消防運営に係る特別会計の設置について
設置をする方向で検討を進めることが確認された。

（６）消防の広域化への参画に係る意思確認について

2市6町の全ての首長が消防の広域化を実施していく旨の意思を表明した。

（７）記者会見資料について

「広域消防運営計画策定に係る事項」「広域化の効果」「中長期財政シミュレーション」に加え「広域化スケジュール」の資料に基づき、記者発表することが確認された。